
豊かな生活を応援する介護マガジン～福祉レクのすすめ(^o^)
第4号 2006.2/10

福祉レクリエーションワーカーのニコニコです
老人病院でのリハビリ、在宅のケアマネージャー、デイサービスセンター
の管理者を経験してきた私が、蓄積してきた介護のノウハウをメルマガで
紹介します。どうぞよろしくお願ひします。
介護の専門職はもとより一般の方でも楽しめる内容を目指しています。
どうぞよろしくお願ひします。

今回より内容を変えてみました。
何か長ったらしくて、自分でも書く気力なくしちゃったので

今年、なぜか、風邪も引かず、過ごしています。
毎年、この時期になると風邪何回もひくんだけど今年、どうしたんだろう
健康が何よりですよ！

(前回予告内容と内容が異なった事をお詫び致します_(^_^)_)

目次
福祉レクリエーションと遊びリテーション
改正介護保険法について
お知らせ

皆さんは、遊びリテーションという言葉をご存じでしょうか。
遊びとリハビリテーションを組み合わせた造語で、痛い、つらい
というイメージのリハビリを、遊びを取り入れることにより、リハビリ
とは、楽しいもの、心が動かされるものにしてしまうという方法です。
まさしく、リハビリとレクリエーションをマッチングさせたものであるのです。

私も、老人病院の勤務時代、リハビリ訓練室で「遊びリテーショングループ」
を受け持ち、担当させていただきました。
当時、病院でレクリエーションをするというのは、画期的な事であり
周りから特異な目で見られ、事情の知らない職員からは、「あいつ、遊んで
ばかりでちゃんと仕事してないじゃないか」と陰口たたかれ、何ひとつ良いこと
ありませんでした。
まず、取り組んだのは、「グループレクリエーション」何人かの対象者の方に
集まって頂き、あらかじめ計画していた、プログラムに添ってレクリエーションを
展開するのですが・・・
これまた、驚き・・・
あの、認知証（痴呆）の何を言っても通うじないあの方が・・・

歌に合わせて、隣の人の肩をたたいてる・・・

これが、レクリエーション、遊びリテーション・・・

こんな世界があったのか

私は、こうして、福祉レクリエーションの世界にはまっていったのでした(*^_^*)

え、おまえの自慢話はいいって

そうですね。ごめんなさい！

「福祉レクリエーション」は、高齢者だけに限らず、障害、高齢等に自分で
楽しみや、余暇を見つけれない人に対して、レクリエーションの手法により
支援、援助を行うことです。
ですから、「遊びリテーション」は「福祉レクリエーション」の中の一部と
言えます。

ただ、それぞれの言葉は、全然違う背景から生まれております。

「福祉レクリエーション」は、(財)日本レクリエーション協会から

「遊びリテーション」は、介護業界では有名なPT三好春樹氏とその関係者から
と私は、認識しております。

つづく

改正介護保険法について

平成18年4月1日より、介護保険法が改正されます。

主な変更点は、
・介護予防サービスの導入
・地域密着型サービスの創設
・介護サービスの質の向上
(今回、施設系の変更点は省きます)
などが挙げられています。

まず、介護認定の区分の変更

現在		変更後
要支援		要支援1 要支援2
要介護1		要介護1
要介護2		要介護2
要介護3	→	要介護3
要介護4		要介護4
要介護5		要介護5

と変わります。

そして、要支援1と要支援2は新たに創設される、介護予防サービスの利用に限定されるのです。

介護予防サービスとは

まず、担当ケアマネさんが変わります。

え、そんなの困るって

そうですね。でも、続きがあります。

新たに創設される、地域包括支援センターが、担当となります。

これは、皆さんのお住まいの地域に創設されていきます。
(すぐに出来ない地域もあります)

そこで、勤務する、保健師、社会福祉士、主任ケアマネに委ねることとなります。

でも、でもですよ。

もうひとつ裏があります。

あなたのケアマネさんが、地域包括支援センターと委託契約を結んだら、引き続き同じケアマネさんが来ることとなります。

でも、ケアプランの最終的な判断はすべて、包括支援センターですので
今までみたいに、「ケアマネさんだのみ」だけでは、どうしようもないのです。

つづく

お知らせ

・介護福祉情報サイトにここにこのページへどうぞ！
<http://nikonikoweb.com/>

・介護保険法改正は愛知県のホームページに掲載されているものがわかりやすいですよ。
<http://www.pref.aichi.jp/korei/seidokaisei/kaiseiq&a.htm>

・介護保険の報酬に関して、厚生労働省は、パブリックコメントを公表しています。
ぜひ皆さんも、意見してみましょう。
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495050100&OBJCD=&GROUP=>

私は、ケアマネジャーとして仕事をしていますが、
福祉レクリエーションワーカーでもあります。
でも、この資格 養成方法やカリキュラムは充実しているのにあまり認知されていません。
これからの福祉や介護を担う人材には必要不可欠な資格だと思っております。
特に高齢者介護では、介護保険法改正に、軽度者への予防という概念が含まれます。
介護予防の概念を持ち合わせ、早くから取り組んでいるのはこの「福祉レクリエーションワーカー」
です。ぜひ一人でも多くの方がこの資格に興味を持ち同じ思いを共有していただけたら幸いです。

編集後記

このところ、介護業界では、大混乱が起きております。
1月26日にWMNETに公開され。改正後の介護保険報酬について
賛否両論が飛び交っております。
私も、生活に直結する事なのでいろいろ情報集めて、行方見守っています。
吉と出るか凶と出るか
それは、今後の見極め次第
とほほほ

ご意見ご感想随時募集しています。

読者の皆様とともに作り上げていきたいと思っていますのでぜひ投稿よろしくお願いします。

過去のメルマガはこちらに保存しています！

-----発行等-----

あなたは楽しんで介護していますか
～福祉レクリエーションのすすめ～

介護福祉情報サイト にここ
ご意見ご感想はこちらに info@nikonikoweb.com
ホームページもどうぞ http://www.nikonikoweb.com
Copyright (C) にここ Allrightsreserved

購読解除方法

本誌配信に心当たりのない方は第三者によって無断で登録されたか、
似たメールアドレスを、お持ちの方がタイプミスをしたということが考えられます。
当方での購読解除の手続きは一切いたしません。
配信方法によって、以下のサイトで解除手続きをお願いします。(まぐまぐ)
<http://www.mag2.com/m/0000168550.html>

◆◇介護用品のグッドライフ◆◇

.....
介護用品の事ならグッドライフへ！
お探しの介護用品が見つかるかも？！
専用カタログも無料配布中！
.....

詳しくはこちら>> <http://af1.mag2.com/m/af/0000032627/001/s00000003046001/003>